

内閣府「経済の好循環実現検討専門チーム」報告資料
「EUにおける賃金に関する政労使協議をめぐる状況」

2013/09/24

はじめに

- ・欧州における政労使三者協議の枠組についてはごく簡単に（JILPT『政労使三者構成の政策検討にかかる制度・慣行に関する調査』（2010年）等を参照のこと）
- ・政策・制度と異なり、賃金決定は政労使三者ではなく労使二者でなされるべきか？
- ・近年のEUにおける賃金に関する政労使協議をめぐる状況：日本と外見上は類似、内容面は対照的。

I 制度的枠組

1 オランダ

- ・公労使三者構成の「社会経済協議会」が、経済、社会保障、労働等幅広い分野について審議、答申。
- ・労使二者構成の「労働協会」が、中で労使協議を行うとともに、政府と三者協議（「労使－政府」の交渉）を行う。
- ・その典型が1982年のワセナール合意（第二次石油危機後、労働時間短縮と賃金抑制に合意）。

2 フランス

- ・労使その他の団体から選出される「経済社会評議会」が政府の諮問を受けて意見を述べる。
- ・法律で、政府は労働法改正については全国レベルの労使団体に協議することを明記。

3 EU

- ・EU運営条約により、欧州委は労働社会政策についてはEUレベルの労使団体に協議をすることが義務づけられ、労使が交渉して合意したらその協約がそのまま指令となる。
- ・雇用政策については指針を策定して各国に勧告する枠組があるが、その際雇用委員会で労使と協議を行う。

II 賃金に関する政労使協議の動き

1 EUの経済社会状況

- ・経済通貨統合(1999年よりユーロ導入)
- ・2008年よりリーマンショック
- ・2010年よりソブリン危機
- ・為替レート切り下げによる賃金のデバリュエーションが不可能

2 EU 経済政策サイクルにおける賃金問題

・2012年4月18日欧州委「ジョブ・リッチな回復に向けて」

「賃金を生産性上昇に揃え雇用創出を促すよう賃金決定システムを現代化する：実質賃金上昇が生産性上昇と地域労働市場の状況を反映する賃金決定システムが、産出の成長が十分に労働需要の増加とひいては雇用創出に転換する上での必要条件である。各国団体交渉慣行に従い、賃金上昇は加盟国の競争上の地位を考慮に入れるべきである。ある業種や加盟国では賃金抑制や調整が必要であるが、賃金が生産性上昇を顕著に下回っているところでは総需要を維持するために目標を定めた賃金上昇もありうる。」

・2012年11月28日欧州委「年次成長サーベイ 2013」

「生産性向上をよりよく反映し雇用創出を支援するため、各国協議慣行を尊重しつつ、賃金決定システム、とりわけ物価スライド制の影響をモニターし、必要ならそれらを改善すること」を勧告。

・2013年5月29日欧州委「2013 各国向け勧告総論」

「近年、いくつかの加盟国の競争力が生産性上昇を超える賃金上昇によって妨げられている。これら加盟国に対し欧州委は賃金決定システムを生産性上昇に揃えるよう見直すよう勧告し、この方向の努力がなされた。立法による改革やそのためのインセンティブを導入した国もある。賃金の物価スライド制を部分的に改善したり、その適用を凍結した国もあるが、恒常的に賃金と生産性をリンクさせる構造改革はいまだに行われていない。」

これに沿って、8カ国向けの勧告に賃金決定システムの見直しが盛り込まれた。

これに対して、欧州労連 (ETUC) やインダストリアルオールは反発。

・2013年2月1日雇用委員会において、欧州労連セゴル事務局長

「一般的な賃金低下は危機からの脱出口ではない。現在追求されている賃金ダンピング戦略が欧州のかなりの部分を汚染しつつある。底辺への賃金競争の危険性について警鐘を鳴らしたい。・・・団体交渉で賃金を決定することを抜きにして賃金問題を論じることは不可能である。」

・2013年6月10日団体交渉夏期学校において、欧州労連団体交渉調整委員会

「欧州は既に転換点にある。名目賃金上昇率は2%以下に弱まり、ユーロ圏の実質平均賃金は過去4年間低下または停滞している。これと緊縮財政、欧州中銀の失敗が組み合わさり、国内需要の下落、ひいては7四半期にわたる経済停滞を伴う不況をもたらしている。インフレ率は過度に低下してデフレに接近している。欧州中銀の物価安定目標2%をも脅かしている。

・・・欧州委の2013年賃金勧告はこの「内的賃金デバリュエーション」政策を継続強化しようとするものである。これは欧州の競争力を強化するどころかむしろ失わせる。賃金収縮が国内需要に悪影響を与え、最終的には持続的な不況、雇用喪失、そして低インフレが一般的物価下落というデフレに転換する。」

欧州経団連(ビジネス・ヨーロッパ)も賃金介入には警戒的

・2013年2月1日雇用委員会において、欧州経団連代表

「欧州経団連は EU レベルの三者構成賃金フォーラムの考えを支持しない。…賃金交渉をどう組織するかは各国の権限である。」

○単一通貨ユーロのために低生産性国の賃金水準のデバリュエーションができない中で、各国団体交渉による賃金決定に（抑制の方向で）介入しようとする「政」（欧州委）と、それに反発する「労」という構図。